

事務連絡
令和4年1月27日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う
抗原定性検査キットの発注等について

オミクロン株の発生に伴う抗原定性検査キットの需要の増加については、医薬品卸売業者やメーカーに対し、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴うPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの安定供給について」（令和4年1月13日付け事務連絡）等において、安定供給に必要な措置を講ずるよう要請をしているところですが、感染者の急増等により、当該製品の需要が急激に高まっているところです。

これを踏まえ、下記のとおり、抗原定性検査キットの発注等に当たっての留意事項を整理しましたので、関係者に周知頂きますよう御願いいたします。

記

- 「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの適正な流通に向けた供給の優先付けについて」（令和4年1月27日付け事務連絡）等において、医薬品卸売業者やメーカーに対し、抗原定性検査キットについて、需給が安定するまでの間、必要なところに確実に検査キットが供給されるようにするために、優先度に応じた物流の流れを確保するための措置として、優先付けを行いながら供給体制を確保していくよう依頼しているところである。
- これに基づき、今後、需給が安定するまでの間、抗原定性検査キットの供給については、次のように優先付けを行いながら対応することとなるため、御理解・御協力をお願いしたいこと。

(1) まず、症状がある方などが検査を確実に受けられるよう、

- ・ 行政検査を行う医療機関からの発注
- ・ 行政検査を行う地方自治体からの発注
- ・ 地方自治体が、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和4年1月24日付け事務連絡）に基づき、住民に対して医療機関の受診前に抗原定性検査キット等で自ら検査することを呼びかけた際に、地方自治体からの委託等を受けて抗原定性検査キット等を配付する薬局等からの発注について、優先となること。

(2) 次に、感染拡大を防止しながら可能な限り社会経済活動を維持する観点から、

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け事務連絡）に基づき、濃厚接触者で社会機能維持者である方が待機期間を短縮するために実施する検査のための需要にも適切に対応すること。

(3) その上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠を活用した無料検査事業の検査について、当面、足もとの検査件数を続けられる抗原定性検査キットの供給に努めること。

○ 行政検査を行う医療機関及び地方自治体においては、P C R 検査試薬等・抗原定性検査キットについて、当該機関等において、行政検査を行うに当たり必要な実需を踏まえて発注を行うよう御願いしたいこと。

○ また、それ以外の機関等においては、医薬品卸売業者やメーカーに対して、上記のとおり要請が行われていることに鑑み、医薬品卸売業者やメーカーからの対応にご理解いただきとともに、実需を超えた発注は控えていただくよう御願いしたいこと。

○ なお、今後全体の需給が安定していく中であっても、地域的な偏り等により個別の医療機関等において抗原定性検査キットが不足することも想定し、個別の医療機関等から厚生労働省に連絡をいただき、医薬品卸売業者等の供給につなげていく仕組みの構築を検討していること。

あわせて、納入に当たっては、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの適正な流通に向けた供給の優先付けについて」（令和4年1月27日付事務連絡）等において、医薬品卸売業者やメーカーに対し分割納品の要請を行っていることから、これを踏まえた対応が行われる可能性があるため、御理解・御協力を御願いしたいこと。

事務連絡
令和4年1月27日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
一般社団法人 日本ジェネリック医薬品販社協会
一般社団法人 日本医療機器販売業協会

御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う
抗原定性検査キットの適正な流通に向けた供給の優先付けについて

医療機器等の安定供給の確保に、平素より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最近の新型コロナウイルスの急激な感染拡大により、抗原定性検査キットの需要が急速に伸びています。

抗原定性検査キットについては、これまで、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴うPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの適正な流通について」(令和4年1月13日付け事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴うPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの適正な流通における留意点について」(令和4年1月20日付け事務連絡)により、製造販売業者へ増産等を要請するとともに、需給がひっ迫している間は行政検査を行う医療機関や地方自治体からの発注への対応を優先することを要請したところですが、現下の状況を踏まえ、抗原定性検査キットの需給が安定するまでの間、必要なところに確実に検査キットが供給されるようにするために、優先度に応じた物流の流れを確保することが必要です。

このため、抗原定性検査キットの適正な流通に当たっては、下記のように優先付けを行いながら対応していただくとともに、一度に大量の注文を受け、安定供給に支障を来すおそれがある場合には、複数回に分割して納品することなどについて、改めて貴会傘下の会員企業に対する周知のほどよろしくお願ひいたします。

なお、行政検査を行う医療機関及び自治体に対し、行政検査に行うに当たり必要な実需を踏まえて発注を行うこと、それ以外の機関等に対し、実需を超えた発注は控えることについて、「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等について」（令和4年1月27日付け事務連絡）に基づき依頼している旨、申し添えます。

記

（1）まず、症状がある方などが検査を確実に受けられるよう、

- ・ 行政検査を行う医療機関からの発注
- ・ 行政検査を行う地方自治体からの発注
- ・ 地方自治体が、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和4年1月24日付け事務連絡）に基づき、住民に対して医療機関の受診前に抗原定性検査キット等で自ら検査することを呼びかけた際に、地方自治体からの委託等を受けて抗原定性検査キット等を配付する薬局等からの発注について、優先となること。

（2）次に、感染拡大を防止しながら可能な限り社会経済活動を維持する観点から、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け事務連絡）に基づき、濃厚接触者で社会機能維持者である方が待機期間を短縮するために実施する検査のための需要にも適切に対応すること。

（3）その上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠を活用した無料検査事業の検査について、当面、足もとの検査件数を続けられる抗原定性検査キットの供給に努めること。